共同募金助成事業 建物・備品整備事業 手続きフローチャート

- ☆助成事業は、以下の流れで手続きを進めてください。
- ☆各項目に「□(チェック欄)」を設けています。

事務が完了したら「囗」していきましょう。

□【1 助成決定通知が届いたら】 P1

実施する事業内容を確定する。

例:備品の場合:機能や機種、数量等の決定



□【<u>2 請負業者の決定・契約</u>】 P1

複数業者の入札(見積もり合わせ)をしてください



□ 業者との間に契約書を作成しましょう P1 総事業費(見積額)は100万円以上でしょうか? 総事業費 100 万円未満でも、 極力書面による 契約書を作成し てください。





□<契約内容の報告> P1 (様式集P1)

様式①、契約書を提出してください。

本会で規定する助成率に応じ、助成金を減額することがあります。(期限:令和7年9月末日)



□<100万円未満の場合> 複数業者の見積もりは、助成金交付申請の際にあわせて送付してください。



□【3 <u>助成金の交付申請</u>】 P2 (様式集P3~P6)

商品が納品後、様式②-1・2と添付書類を提出してください。 助成金の送金は、毎月2回行います。(15日前後、月末)

※この時点で、請負業者に対して、全ての支払いが完了している場合は、「交付申請書」とともに「支払い完了報告書」(下記<u>【6 支払い完了報告】</u>参照)を併せて提出することができます。



□【4 助成金の減額について】 P2

交付申請時、本会で規定する助成率に応じ、助成金を減額することがあります。



□【<u>5 請負業者への支払い</u>】 P3

業者へは金融機関からの振り込みにより支払いを行ってください。 分割払いの場合、都度領収書を受け取ってください。



□【6 支払い完了報告】 P3 (様式集P7)

様式③「共同募金助成事業支払い完了報告書」を提出してください。

領収書(写し)の貼り付けを忘れないでください。

※領収書の原本は団体で保管すること。



□【7 助成事業の広報・ありがとうメッセージ】 P3

(様式集P14)

助成金の財源は、県民の皆さんからの寄付金です。

寄付金が何に使われているのか PR するため、ありがとうメッセージの提出にご協力ください。



共同募金助成事業の手続きは以上です。

助成事業に係わる書類は大切に保管しておきましょう。